

ソフトウェア使用許諾契約書

本ソフトウェア使用許諾契約書（以下「本契約」）をよくお読みください。

グレープシティ株式会社（以下「グレープシティ」といいます）のソフトウェア製品（コンピュータプログラムとその他の関連資料を含み、以下「本製品」といいます）に含まれるインストール用媒体のパッケージを開封するか、インストール時に「同意する」または「はい」などの同意を意味する表示を電子的にクリックすることで、お客様は本契約のすべての条件に拘束され従うことに同意したとみなされます。本契約に同意できない場合は、本製品の使用をご遠慮ください。

1. 適用の対象

本契約は、お客様とグレープシティとの間で、本製品の使用の権利を許諾する条件を定めるものです。お客様が本契約の内容を受諾した場合に限り、グレープシティは本製品を使用する権利をお客様に対して許諾します。

2. 使用权

a. インストールおよび使用に関する権利

(1) お客様は、本製品を、アプリケーションプログラム開発のために、単一のコンピュータにおいて非独占的にインストールして使用することができます。

「インストール」とは、本製品に含まれるファイルをコンピュータの記録媒体にコピーする、あるいは既にコピーされているファイルを特定のキーを使用し機能解除することにより、本製品の機能が使用できる状態になることをいいます。インストールした状態で、本製品に含まれるファイルを、コンパイル・リンク・デバッグ時に用いることを「使用する」といいます。本製品の機能を直接呼び出すコードを記述することのないアプリケーション担当者であっても、コンパイル・リンク・デバッグ時に本製品に含まれるファイルを用いるのであれば、使用するとみなしライセンスが必要となります。

「単一のコンピュータ」とは、電子装置1台を指し、電子装置1台の中に複数のCPUやHDDが搭載されている場合や、複数のOSがインストールされている場合などでも、物理的に同時に起動するOSが単一の場合に1台とみなします。ネットワークサーバーに本製品をインストールし、同時に使用しない場合であっても、複数のコンピュータを接続して使用する場合は、使用台数分のライセンスが必要となります。また、仮想化技術によって複数のOSを同時に起動させ、それぞれに本製品をインストールして使用する場合も、使用する環境数分のライセンスが必要となります。

本製品のすべてまたは一部の機能を組み込んだライブラリなどを作成し、それを開発目的で第三者が使用する場合は、使用する第三者数分のライセンスが必要となります。

b. 再配布および運用に関する権利

(1) お客様は、お客様が本製品を用いて開発した製品に、本製品の再配布可能ファイルを組み込み、配布することができます。

(2) 本製品の再配布可能ファイルを組み込む製品には、本製品の著作権を明記しなければなりません。

この著作権表示は以下のような形態で、マニュアル、アプリケーション内のいずれかに行う必要があります。

FlexGrid for .NET 4.0J

Copyright (C) 2001-2008 ComponentOne LLC.

3. 著作権、知的財産権

(1) 本製品の著作権その他の知的財産権は、グレープシティまたは開発元にあり、日本国の著作権法その他の知的財産権に関する法律、ならびに国際著作権条約により保護されております。あらかじめ許諾された範囲外での使用は、処罰の対象となることがあります。

(2) 本製品からアクセスされ表示・利用できる各コンテンツについての著作権その他の知的財産権は、各情報コンテンツ提供会社の財産であり、著作権法およびその他の知的財産権に関する法律ならびに条約によって保護されています。

(3) 本製品にグレープシティまたは開発元以外の第三者から提供される各コンテンツが含まれる場合、それらの著作権その他の知的財産権は、提供者である第三者に帰属します。

4. 禁止事項

(1) お客様はいかなる事由によっても本製品を譲渡、販売、転貸することはできません。

(2) お客様はバックアップを目的とする以外に本製品を複製することはできません。

(3) お客様は本製品をリバースエンジニアリング、逆コンパイル、または逆アセンブルすることはできません。

(4) お客様はいかなる事由によってもアプリケーション開発環境を持つソフトウェアに本製品をバンドル（付属して販売、あるいは配布）することはできません。

(5) お客様は、本製品のプロダクトキーを第三者に対して開示、漏えいすることはできません。

5. 限定保証

(1) 本製品にグレープシティの責に帰すべき物理的な欠陥（ディスクの破損など）があった場合、本製品購入後 30 日以内に限り、無償で欠陥のない商品と交換するか、またはその製品と引き換えに購入代金相当額を限度とする対価を支払います。

(2) 本製品は、本条項の(1)を除き、明示または黙示を問わず、パフォーマンスや商品性、あるいは特定目的の適切性についてのみならず他のいかなる保証もなく、“現状のまま”提供されるものです。本製品がお客様の要望にかなうものであること、本製品を用いたアプリケーションプログラムが中断することなく動作すること、本製品に誤りがないこと、本製品の欠陥が修正されること、ならびに本製品の正確性や信頼性について、グレープシティおよび開発元は一切の保証かつ表明を行いません。本製品に含まれる情報またはグレープシティの Web サイトや広告等に記載の文書は、説明のみを目的としたものであり、正確性または完全性を保証および表明するものではなく、グレープシティおよび開発元が責任を負うものではありません。

6. 責任の制限

- (1) 本製品の使用や運用により、お客様あるいはお客様以外の第三者にビジネス機会の喪失、信用の損失、業務の中断、コンピュータの誤動作または機能障害を含むいかなる種類の結果的、特別的、派生的もしくは間接的な損害が生じても、契約責任、不法行為責任、その他の法的責任に関し、グレープシティおよび開発元は、一切その責任を負いません。たとえ、これらの損害の可能性について示唆されていた場合、あるいは予見し得た場合でも同様とします。グレープシティおよび開発元は、本製品または本製品の使用に起因もしくは関連して、お客様と第三者との間に生じたいかなる紛争についても、一切責任を負わないものとします。
- (2) お客様は、本製品が機能上の制限、不具合、欠陥およびコンピュータやソフトウェアに障害もしくはデータの欠落を引き起こす可能性があることを認識するものとします。本製品がお客様の要求を十分に満たすかどうかは、お客様自身で決定しなければなりません。また、本製品の使用および本製品の再配布可能ファイルの頒布は、お客様の責任で行うものとし、お客様はこれを承認します。

7. 契約期間

- (1) お客様が、本製品に含まれるインストール用媒体のパッケージを開封するか、インストール時に「同意する」または「はい」などの同意を意味する表示を電子的にクリックする、もしくは機能解除を行う特定のキーをグレープシティから受領した日から本契約に同意したものとみなし、その時点より本契約が発効します。
- (2) お客様が、本契約の条項のいずれかに違反した場合、本契約は自動的に終了します。この場合、本製品の購入代金は返還いたしません。
- (3) グレープシティは、お客様への通知または Web サイト上での表明を行うことにより、いつでも本契約を終了させることができます。

8. 契約の終了

- (1) お客様は、グレープシティから購入した本製品と説明書などを含む添付品、およびその複製物のすべてを破棄し、その旨を証明する文書をグレープシティに送付することにより本契約を終了させることができるものとします。
- (2) お客様は、理由の如何を問わず、本契約の終了について、グレープシティに対して補償金その他のいかなる名目での支払いも請求することはできないものとします。

9. 製品内容の変更

- (1) グレープシティはお客様に対する何らの予告なしに本製品の仕様を変更することがあります。
- (2) グレープシティは、本製品改良のため、お客様に対する何らの予告なしにプログラムの改変を行うことがあります。

10. トライアル版およびベータ版等を含むプレリリース版

- (1) トライアル版およびベータ版等を含むプレリリース版（以下「トライアル製品」といいます）の場合、本契約において本条を優先するものとします。お客様は、本契約および本条に同意する場合に限り、本製品の許諾された範囲内でトライアル製品を使用することができます。
- (2) トライアル製品は、動作確認および評価の目的にのみ使用することができます。トライアル製品を使用してアプリケーションプログラム開発を行うことはできません。また、期限が明示されている場合、期限を越えて使用することもできません。
- (3) トライアル製品を使用したプログラムの配布または販売を行うことはできません。
- (4) トライアル製品を使用した結果については、グレープシティはいかなる保証も行いません。トライアル製品の使用によりお客様または第三者が被った直接的、または間接的ないかなる損害についても一切の責任を負いません。
- (5) トライアル製品に対するサポートサービスは受けることができません。

11. 輸出管理

ソフトウェアを日本国外に持ち出す場合、日本国内外の輸出管理に関連する法規を遵守する必要がありますが、本製品は規制の対象外です。ただし、本製品を使用しお客様が作成されたアプリケーションは、この限りではありません。

12. 準拠法、合意管轄

本契約書は、日本国法に準拠するものとします。

本契約に関する訴訟については、グレープシティの本社所在地を管轄する地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄とします。

